

要保護児童対策地域協議会の中で出された意見等

1. 代表者会議

○児童虐待の現状について

- ・性的虐待は件数が少ないが、隠れている物もあると思う。(30子どもの虐待問題研究会)
- ・虐待を受けて子をいつ家庭に帰せるかが一番の大きな課題。親も色々と、自覚している親もいる。どのようなアプローチをしていけばいいのか悩ましいところである。(30児童養護施設)
- ・再入所の子どもをなるべく出さないとする、入所が長くなってしまふ。子どもたちにアンケートをとると、以前は、早く帰りたいと答える子が多かったが、最近は半々位になり、帰りたくないと言う子もいる。どのような組み立てをしていけばよいか大きな作業となっている。(30児童養護施設協議会)
- ・家庭で普段できる愛着形成がしっかりとできていない子どもがいて、若い職員が対応に苦慮している。(30県知的障害者福祉協会)

○相談窓口について

- ・高齢者や障害者の相談窓口は多くあるが、児童虐待に関しては県児相と市子ども福祉課が中心となっており、児童家庭センターの設置等もなく、相談窓口は少ない。(29乳児院)

○関係機関の連携

- ・学校においては、日頃、虐待の発見には力を注いでいる。どこまで家庭に踏み込んでいかという思いもあるが、市教委、民生委員、児童相談所、警察、行政など関係機関と連携を図りながら、迅速な対応をとっていききたい。(29代表者会議)
- ・親子関係の修復は難しく、時間もかかる。親子で生活できる基盤を作ることが大切である。また、支援者のスキルアップを図ることが必要である。これらの支援を行う為には、関係機関がネットワークを構築しないと支援はできないのではないか。(28代表者会議)

○児童相談所の対応、職員配置

- ・ケースワーカーがバタバタしており、既存のケースに対して相談ができない位の現状になっている。また、4～5年前まで福祉の専門職がいたが、退職してなくなった。専門のスタッフが必要ではないか。(29乳児院)
- ・虐待で入所したケースで保護者が引き取りを申し出た場合、現状は引き取りとなるが、再入所となるケースも相当数ある。ケースが多くてその時点の指導がうまくできていないのではないか。(29乳児院)
- ・児童相談所は、保護者を応援する機関であるが、行政機関の位置づけとして疑うこと（決めつけずに確認をし続けること）も仕事である。両面をご理解いただき今後も協力をお願いしたい。(29代表者会議)

○児童相談所の設置

- ・児童相談所の設置に関してはスピード感を持って進めていってもらえたらと思う。(29乳児院)

2. 子ども相談連絡部会

○アセスメントについて

- ・子育て支援、児童発達支援、母子保健対策については着実に拡充していただいているが、実務者会議等で疑問に思う点があるが、どのようにケースについて把握し、どのようにアセスメントを行っているのか。(28保育園)
- ・アセスメント指標は県や市もあると思うが、全部のネットで上手く機能していないのではないか。それを上手く機能して行くような取り組みが必要では。(28子どもの虐待問題研究会)
- ・現場の声を聞く、研修を受ける、アセスメントシートを共有するなどに取り組み、鹿児島市全体の児童相談の質を上げて行くことが必要だ。(28市青少年課)

○精神疾患や障害などを持つ障害を持つあるいは疑いのある保護者への対応について

- ・保護者に精神疾患や障害が疑われるのにもかかわらず、病識が無い場合、また困り感が無い場合、医療機関等の専門機関にいかにつなぐかが重要だと感じる。(28市こども福祉課)
- ・発達障害の子を持つ母親から相談を受けるが、丁寧に相談に乗ると、母自身に発達障害があり、幼少期に虐待を受けていたことを初めて明かすケースも多い。そこを丁寧に手当てして行かないと、虐待は減らない。(28子どもの虐待問題研究会)

○保護者へのフォローについて

- ・保護者に精神疾患や障害が疑われるのにもかかわらず、病識が無い場合、また困り感が無い場合、医療機関等の専門機関にいかにつなぐかが重要だと感じる。(28市こども福祉課)
- ・資料に挙げたケースは、言葉の遅れの相談からだったが、母親の養育態度に課題があるとのことで支援してきたケース。来年、児が小学校に上がり、関係性も広がるので、ライフステージに合わせてフォローし、継続した支援が必要である。(28障害児入所施設)

○関係機関との連携

- ・ケース会議で最後に見守りをお願いする会議があるが意味がない。3日間学校を休んだら、誰かが訪問するとか、具体的な約束ごとをしないと難しい。(29市母子保健課)
- ・保護課におけるケースワークについて、もう少し子どもの最善の利益を考えたケースワークという視点も考慮してほしい。中学校卒業では自立も遠のいてしまう。ケースワークの中で親への指導のアプローチをしてほしい。(28県児相)
- ・DV、生活保護、障害など縦割りになっているが、相談を受ける方は、全ての知識を兼ね備えたスタッフが必要である。今後はそのようなスタッフを育てて、関係機関と連携を深めていただきたい。(28乳児院)
- ・学校だけで対応するのが難しい事例が増えた。イジメの相談を聞くと家庭環境が原因だったり、医療につなげていけないといけないケースもある。(28青少年課(SSW))
- ・親が子どもの発達障害を認めず、療育機関に相談をしない親が増えている。保育園にはこのような事例に対応する、学校で言うスクールカウンセラーのような専門員がいない。(28保育園)

○児童相談所の対応、職員配置

- ・要対協は3つの層（会議）になっているが、事例検討会では、誰がスーパーバイズして、いつまでにどんな形で整理していくのか、難しい事例については、市で専門家集団の中で検討し、最後まで責任を持つ必要がある。（28子どもの虐待問題研究会）

○児童相談所の設置

- ・様々な機関で色々な相談を受けていると思うが、相談に応じるには深い知識が必要。相談が多いのは、役所が閉庁した後に、施設への相談が多くなる。市も相談窓口を充実させて欲しいとずっと要望している。鹿児島市には必要というのはみんなわかっている。市内の各施設の規模では無理。複数の施設で児童家庭支援センターを作る方法でもいい。虐待を受ける子ども達や予備軍のためにも、相談を受け付ける場所を考えて欲しい。（27、28、29乳児院）